令和2年度及び令和3年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置等について

2021/6/4時点の文科省ウエブサイト掲載情報をもとに作成

■本文書における略記

○介護等体験特例法：小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）

○介護等体験特例法施行規則：小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）

○改正介護等体験特例法施行規則：小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第24号）

○介護等体験免除者に係る大臣決定：「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和3年4月一部改正。）

○総合教育政策局長通知：「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（3文科教第20号）」

○施行通達：介護等体験の制度開始時の施行通達（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教教第230号文部事務次官通達））

※法令・大臣決定・通知等記載の条文の表記については、本文が横書きであることを踏まえ、原則として算用数字を使用している。

０．はじめに

令和3年4月13日付「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（3文科教第20号）」において令和2年度及び令和3年度に限り適用される代替措置等が示された。

令和3年4月13日付で公布及び施行された省令・決定・告示は次の3つである。

①「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第24号）

②「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和3年4月一部改正。）

③「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則に掲げる施設に準ずる施設を指定する件を廃止する件」（文部科学省令告示66号）

本通知による改正点は大きく次の2点である。

①介護等体験の代替措置を定め、当該措置を受けた者を介護等体験の免除者とする。

→昨年度と同様の免除措置

②介護等体験の対象となる施設の拡大。→施行通知参考資料2（施行通知の最後から2頁目）

上記の内容について具体的に示された内容は次の5点である。

（1）介護等体験代替措置対象者　→令和3年度の実施予定者も対象

（2）代替措置　→　昨年度と同様

（3）テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験　　→　昨年度と同様

（4）介護等体験免除者に係る証明書

→　押印の廃止、旧姓・通称名併記が可能となったこと以外は昨年度と同様

（5）介護等体験の内容の変更（平成9年の施行通達3留意事項（1）を廃止し、今回の通知の内容に変更）　→　今年度の新規項目

１．介護等体験代替措置対象者

▼総合教育政策局長通知：介護等体験代替措置対象者について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定１に定める「介護等体験代替措置対象者」の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。  ア　令和2年度又は令和3年度に介護等体験を行うことを予定していたことについて  本人が令和2年度又は令和3年度に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定5に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。  イ　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて  令和2年度又は令和3年度中は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないこと。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| 問2　介護等体験の代替措置を受けられるのは、どのような人ですか。  答　令和2年度又は令和3年度に介護等体験を行うことを希望した（※1）にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受け入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により、介護等体験を行うことが困難（※2）な方を対象としています。なお、学年や在学・既卒は問いません。  （※1）令和2年度又は令和3年度において介護等体験を行うことを希望していたことについて  本人が令和2年度又は令和3年度に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本としています。その確認のため、介護等体験代替措置完了証明書に署名等をしてもらうこととなっています。  （※2）新型コロナウイルス感染症の影響により介護等体験を行うことが困難であることについて  令和2年度及び令和3年度中については、受入施設等から受入が困難であるとの意思表示がない場合でも「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難である」と判断することも可能です。 |

２．代替措置

介護等体験特例法施行規則第3条により、介護等体験を免除される者は次のとおり規定されている。

▼介護等体験特例法施行規則

|  |
| --- |
| （介護等の体験を免除する者）  第3条　特例法第2条第3項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に**該当する者**とする。  一　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健師の免許を受けている者  二　保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者  三　保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者  四　保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者  五　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者  六　理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者  七　理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者  八　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者  九　社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者  十　義肢装具士法 （昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者 |

　今回の改正介護等体験特例法施行規則により第3条第1項本文中の「該当する者」の範囲が令和2年度限りであったものが令和3年度にも拡大された。

▼改正介護等体験特例法施行規則附則第2項

|  |
| --- |
| 2　令和2年度又は令和3年度に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第3条第1項中「該当する者」とあるのは「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。 |

「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」として、介護等体験免除者に係る大臣決定で次の7つのいずれかの単位修得等を行った者が介護等体験免除者として規定された。

（１）特別支援教育に関する科目を１単位以上修得

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （1）課程認定大学等（教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学、免許法別表第1備考第二号の3及び第三号に規定する小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第1備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。）において、令和3年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **②代替措置(1)特別支援教育に関する科目を1単位以上修得**  問8　代替措置として履修する学生のために、新たに特別支援教育に関する科目を開設した方が良いのでしょうか。  答　本代替措置を実施するために、新たに特別支援教育に関する科目を開設することまで求めるものではありませんが、代替措置を希望する学生の状況等を踏まえ、適切な教育環境が確保されることが望まれます。  問9　特別支援教育に関する科目として2単位の科目を開講しているのですが、代替措置を希望する学生が履修するために新たに1単位の科目として開講することは可能ですか。  答　代替措置の対象となるためには、新たに開講する1単位の科目も特別支援学校の教員養成課程において開設されている科目である必要がありますので、新たに開設する場合には文部科学省にその旨の教職課程の変更届を提出してください。  問10　対象となる科目は、どのように周知すればよいですか。  答　介護等体験の代替措置の内容については、学生に対して広く周知する必要があるため、ホームページ等での公表のほか、できる限り丁寧に周知や連絡を行うことが望まれます。  問11　介護等体験代替措置として使用した特別支援教育に関する科目の単位を特別支援学校教諭の免許状取得に当たって使用することは可能でしょうか。  答　可能です。 |

（２）医療関係職種等の養成施設における介護等に関する科目を１単位以上修得

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （2）令和3年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者 |

▼介護等体験免除者に係る大臣決定：別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | | |
|  | 第一欄 | 第二欄 |  |
|  | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所の指定 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表1 |  |
|  | 保健師助産師看護師法第20条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所の指定 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表2 |  |
|  | 保健師助産師看護師法第21条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所の指定 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3又は別表3の2 |  |
|  | 保健師助産師看護師法第22条第一号の学校又は同条第二号の准看護師養成所の指定 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4 |  |
|  | 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第一号又は第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定 | 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第3号）別表第1又は別表第1の2 |  |
|  | 理学療法士及び作業療法士法第12条第一号又は第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定 | 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第2又は別表第2の2 |  |
|  | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定 | 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第1若しくは別表第3又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第1若しくは別表第3 |  |
|  | 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第一号から第三号まで又は第五号の学校又は養成施設の指定 | 社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4若しくは別表第4の2又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは別表第5 |  |
|  | 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第一号、第二号又は第三号の学校又は義肢装具士養成所の指定 | 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第三号）別表第一、別表第2又は別表第3 |  |
|  |  |  |  |

▼介護等体験免除者に係る大臣決定2

|  |
| --- |
| 課程認定大学等は、1（2）の規定により、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして認めた科目があるときは、当該科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

▼総合教育政策局長通知：「4（4）③介護等体験代替措置対象となる科目や講習に含まれることとされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項」について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び（6）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに（7）に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。  ア 特例法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。  イ 介護等体験は、特例省令及び特例告示に規定される施設及び事業等を行う施設における（2）①に規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。  ウ 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。  エ 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| 問6　介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目はどのような科目が対象になるのでしょうか。  答　介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目は、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号第1条）に関する科目である必要があります。判断に当たっては、指定されている施設の種類や、介護等体験が障害者や高齢者等と直接接しない体験等の幅広い体験を含んでいることも踏まえてください。ただし、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目の水準に相当する科目等は対象となりませんので、ご留意ください。  **③代替措置（2）医療関係職種等の養成施設における介護等に関する科目を1単位以上修得**  問12　対象となる科目はどのように判断すればよいですか。  答　代替措置の対象となる「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目を大学等が認めるに当たっては、施行通知に示す基本的考え方（施行通知中（2）①～③【昨年度の通知の番号で記載されていますが、今年度の通知の番号では4（4）③ア～ウです。】）を踏まえて判断する必要があります。その際、基本的考え方③【今年度はウ】に関連しては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて大学等にて判断することとなりますので、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できる必要があります。その際、本措置の対象者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれるため、過年度開設分も含めて対象科目名を公表する必要があります。  問13　対象となる科目について、大学等のホームページ等での公表以外に、所属学生向けに特段の周知や連絡を行う必要がありますか。  答　学生に対し、広く介護等体験の代替措置の内容を周知する観点からは、ホームページ等での公表のほか、できる限り丁寧に周知や連絡を行うことが望まれます。  問14　現在、代替措置の対象となる科目を2単位の科目として開講していますが、代替措置を希望する学生が履修するために新たに1単位の科目として開講することは可能でしょうか。  答　代替措置の対象となる科目は、「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目ですので、新たに1単位の科目として開講する場合には、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含んでいるかについて十分ご検討ください。科目の開講に当たっては学内規定等に則り適切に開講手続きをおこなってください。 |

【　】は誤りと思われる部分についての加筆

（３）社会福祉に関する実習演習科目を１単位以上修得

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （3）令和3年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **④代替措置(3)社会福祉に関する実習演習科目を1単位以上修得**  問15　対象となる科目は、どのように周知すればよいですか。  答　学生に対し、広く介護等体験の代替措置の内容を周知する観点からは、ホームページ等での公表のほか、できる限り丁寧に周知や連絡を行うことが望まれます。 |

（４）特総研の免許法認定通信教育の印刷教材の学修レポート

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （4）在学する課程認定大学等において、令和3年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法別表第3備考第六号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者 |

▼総合教育政策局長通知：4（4）④介護等体験代替措置のうち印刷教材の学修の成果を確認する措置について

|  |
| --- |
| ア 介護等体験免除者に係る大臣決定1（4）に定める措置を行おうとする大学等は、別紙1の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出したうえで、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。  イ 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する（レポートを提出させ、その成果を確認する）ことにより行うこと。  ウ 上記レポートの確認に当たっては、1）上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとすること。各項目の記載分量は、それぞれ概ね600～800字ずつ計1,200～1,600字程度以上を目安とすること。  上記の確認に当たっては、例えば、別紙2の「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できるものであれば、各大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。  エ 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。  オ 「在学」には、科目等履修生として大学等に「在籍」することも含まれること。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **⑤代替措置（4）特総研の免許法認定通信教育の印刷教材の学修レポート**  問16　特に申請などせずに、この措置を講じてよいのでしょうか。  答　施行通知別紙1の「利用許諾条件書」に従って、「同意書兼利用態様届出書」を文部科学省に提出し、文部科学省との契約が成立しなければ、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材の利用による当該代替措置の実施はできません。詳細につきましては令和2年度及び令和3年度に限り特例的に行う介護等体験の代替措置の開設手続をご覧ください。  問17　特総研の印刷教材を使用するための申請を行いましたが、契約成立の連絡はありますか。  答　利用許諾条件書第2条にあるように、文部科学省からの連絡がなく申請の日から7日が経過した場合には、自動的に契約が成立します。そのため、申請内容に問題がない場合は、文部科学省から連絡することはありません。  問18　特総研の印刷教材を使用した代替措置を講じるにあたり、印刷教材を解説する科目を開講する必要があるのでしょうか。  答　科目を開講する必要はありません。学生が教材を学修し提出したレポートを、教職課程を担当する教職員が確認をする、という流れになります。  問19　大学等の授業科目において、特総研の印刷資料を使用することは可能でしょうか。  答　本代替措置を実施する場合に限り、大学等の授業科目の一部において特総研の印刷資料を使用することは差支えありませんが、印刷教材のみを使用して授業を実施することは認められません。また、授業科目の一部において特総研の印刷教材を使用する科目を教職課程の科目として新設する場合には、事前に教職課程の変更届を文部科学省に提出することが必要です。  問20　代替措置を実施するために、特総研の印刷教材ではなく、大学が独自に作成した特別支援教育に関する教材等を使用することも可能ですか。  答　代替措置として認められるのは、代替措置実施のために利用許諾を受けた特総研の印刷教材による学修のみです。  問21　学生に提出させるレポートの様式は、指定の様式があるのでしょうか。  答　令和2年度及び令和3年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置の開設手続に「視覚障害児/聴覚障害児の教育課程と指導法に関する学修報告書（作成例）」としてレポート様式の作成例を提示していますが、1）印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の項目が確認できる様式であれば、必ずしも当該様式を使用する必要はありません。  問22　特総研の印刷教材2科目（視覚障害と聴覚障害）を学修させて、レポートを提出させても良いですか。  答　特総研の印刷教材2科目（視覚障害／聴覚障害）のいずれか1科目について学修成果の確認が行われれば、代替措置として認められるため、原則として1科目のみの学修としてください。  問23　特総研の印刷教材2科目（視覚障害／聴覚障害）のうちどちらの使用すべきですか。学生が選択することも可能ですか。  答　特総研の印刷教材2科目（視覚障害／聴覚障害）うちどちらを使用すべきかは各大学でご判断ください。学生がどちらの印刷教材を使用するか選択することも可能です。  問24　特総研の印刷教材の利用許諾に関し、事前に提出した同意書兼利用態様届出書と異なる方法で代替措置を実施した場合はどうなりますか。  答　基本的には事前に届け出た利用態様に従って、特総研の印刷教材を利用することが必要です。やむを得ない理由により、その利用態様を変更する場合は、速やかに変更後の利用態様を文部科学省に届け出てください。  問25　レポートの評価や指導を行わなくてよいですか。  答　レポートの確認は、1）印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、記述がなされているか確認することは必要ですが、評価や指導は必ず行わなければならないものではありません。  問26　レポートの内容によっては、学修成果の確認を行わないことも可能ですか。  答　1）印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、といった項目が踏まえられていない場合は、学修成果の確認を行わず改めてレポートの提出を求めることも考えられます。  問27　レポートの確認を行う者は、利用態様届出書に記載した教職員でなければなりませんか。  答　レポートの確認を行う者については、教職課程を担当する教職員であれば、届出書に記載されていない教職員でも問題ありません。  問28　レポートの確認を行う者は、教職課程を担当する教職員であれば、特別支援に関する科目を担当しない教職員でも良いですか。  答　そのとおりです。必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はありませんが、当該大学等の教職課程を担当する教職員でなくてはなりません。  問29　レポートの文字数が、規定分量(1:学習の成果：600～800字程度、2:将来の展望：600～800字程度）に達しているか確認する必要がありますか。規定分量に達していない場合、代替措置を完了したと認めてはいけないのでしょうか。  答　レポートの分量はあくまで目安ですが、1）印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、が十分踏まえられているかを判断してください。  問30　特総研の印刷教材を、学生全員がアクセス可能な学内イントラネット等に掲載して、学生にダウンロードさせても良いですか。  答　特総研の印刷教材は本代替措置の実施に必要と認められる範囲で利用することとしておりますので、例えば、代替措置を受ける学生に特総研の印刷教材を電子媒体でメール送信する、イントラネットに掲載する等の場合でも、該当学生のみがダウンロード可能なようにする等の方法により、利用条件が遵守されるようにしてください。  問31　特総研の印刷教材に大学独自に記載を付加したり、題名を変更したりするなどの加工を行っても良いですか。  答　利用許諾条件書第3条（著作者人格権）に定める変更を加える場合には、あらかじめ文科省に御相談ください。  問32　代替措置が終了した後に、学生に使用した特総研の印刷教材を廃棄させたり、廃棄を大学等で確認したりする必要がありますか。  答　必要ありません。 |

（５）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の介護等に関する指定科目を１単位以上修得

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （5）令和3年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち1以上の科目の履修の認定を受けた者 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

▼総合教育政策局長通知：4（4）⑤介護等体験の代替措置となる認定通信教育について

|  |
| --- |
| ア 介護等体験免除者に係る大臣決定1（5）に定める「履修の認定」とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。  イ 介護等体験免除者に係る大臣決定1（5）に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。 |

（６）免許法認定通信教育の介護等に関する指定科目を１単位以上修得

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （6）免許法認定通信教育において、令和3年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が３の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を1単位以上修得した者 |

▼介護等体験免除者に係る大臣決定3

|  |
| --- |
| （1）指定科目は、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。  （2）文部科学大臣は、指定科目を指定したときは、当該指定科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。  （3）指定科目の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

▼総合教育政策局長通知：4（4）⑥指定の申請について

|  |
| --- |
| ア　介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙3の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **⑥代替措置(6)免許法認定通信教育の介護等に関する指定科目を1単位以上修得**  問33　代替措置対象科目に指定された場合、開設者自身がその旨を公表する必要はありますか。  答　代替措置対象科目に指定された免許法認定通信教育の介護等に関する指定科目については、令和2年度及び令和3年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置で公表するため、開設者自身が公表する必要はありません。なお、指定後に開設者自身がホームページ等で公表することは可能です。  問34　大学等内で介護等に関する科目を決定すれば、申請など必要はないのでしょうか。  答　指定科目の開設者は、施行通知別紙3の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行う必要があります。詳細は令和2年度及び令和3年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置の開設手続をご覧ください。 |

（７）免許状更新講習のうち介護等に関する特定講習18時間以上の履修認定

▼介護等体験免除者に係る大臣決定1

|  |
| --- |
| （7）免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）であって、文部科学大臣が4の規定により指定したもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者 |

▼介護等体験免除者に係る大臣決定4

|  |
| --- |
| （1）特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。  イ　講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。  ロ　インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。  ハ　令和3年3月31日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。  （2）特定講習は、免許状更新講習の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。  （3）文部科学大臣は、特定講習を指定したときは、当該特定講習をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。  （4）特定講習の開設者は、1（7）に定める者になろうとする者が特定講習の受講を求めたときは、当該特定講習の実施に支障のない限り、これに応ずることができる。  （5）特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない。  （6）特定講習の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。 |

▼総合教育政策局長通知：施行日前に修得済みの科目等について

|  |
| --- |
| 介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。 |

▼総合教育政策局長通知：4（4）⑥指定の申請について

|  |
| --- |
| イ　介護等体験免除者に係る大臣決定1（7）に定める特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、別紙４の「特定講習実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **⑦代替措置(7)免許状更新講習のうち介護等に関する特定講習18時間以上の履修認定**  問35　特定講習の指定申請について、18時間以上の講習を申請する必要がありますか。  答　特定講習の申請は、6時間だけの講習、12時間だけの講習も含め、受講者は複数の大学等の特定講習を組み合わせて、認定を受けることが可能となっております。  問36　大学等内で介護等に関する特定講習を決定すれば、申請など必要はないのでしょうか。  答　特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、施行通知別紙4の「特定講習実施要領」に基づき、指定の申請を行う必要があります。詳細は令和2年度及び令和3年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置の開設手続をご覧ください。  問37　特定講習に指定された場合、開設者自身がその旨を公表する必要はありますか。  答　特定講習に指定された免許状更新講習の情報については、令和2年度及び令和3年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置で公表するため、開設者自身が公表する必要はありません。なお、特定講習の指定後に開設者自身がホームページ等で公表することは可能です。 |

３．テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験

▼総合教育政策局長通知：５

|  |
| --- |
| ５．令和２年度又は令和３年度に限り行うことができる遠隔による介護等体験の取扱いについて  （1）遠隔による介護等体験の要件  ① 受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。  ② 受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）  （2）遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項  遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。  ① 介護等体験の実施に当たっては、例えばテレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も考えられることから、大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。  ② 大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。 |

◎Q＆A（テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験（令和2年度及び令和3年度限り）（共通））

|  |
| --- |
| **①総論Ｑ＆Ａ**  問1　令和3年度に通常通りの介護等体験を行うことはできますか。  答　地域の状況等によっては、令和3年度において介護等体験を行うことができると考えられます。その実施機会を可能な限り確保する観点から、テレビ会議システム等を利用する遠隔による体験を可能と（令和2年度及び令和3年度限り）しています。  問2　電話等の音声のみよる障害者等との交流は、介護等体験として認められますか。  答　遠隔による介護等体験は、映像・音声を伴う同時双方向型で行われることが必要なことから、音声のみの交流は、遠隔による体験と認められません。  問3　社会福祉施設等の職員を大学に招いて、学生に対し業務説明をしてもらうことは、介護等体験として認められますか。  答　受入施設と学生や大学の教室等との間をテレビ会議システム等により結ぶことが必要なことから、受入施設から職員を招くだけでは、遠隔による体験と認められません。  問4　学生個人がテレビ会議システム等を用いて、社会福祉施設等と遠隔による体験を行うことはできますか。  答　可能です。  問5　テレビ会議システム等を利用する介護等体験を、1日1～2時間、7日間行う代わりに、1日5～6時間、2～3日間行うことは、認められますか。  答　介護等体験は法令により7日間とされているため、認められません（テレビ会議システム等を利用して体験した日数を、7日間に算入することは可能です）。  問6　テレビ会議システム等を利用する介護等体験を行う場合、施設職員による業務説明など障害者等と直接交流しない体験も、介護等体験として認められますか。  答　介護等体験は、障害者等と直接接しない体験など幅広い体験が想定されています。ただし、遠隔による体験内容で期待される効果が、対面による体験内容で期待される効果に比べて限定的となる場合があることから、障害者等との交流など、できるだけ高い効果が期待される内容を含むことが望まれます。  **②受入施設向け**  問7　テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験の要件である「受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）」とは、どのように判断すればよいですか。  答　対面による介護等体験の実施内容で期待される効果に照らして、当該遠隔による体験の実施内容で期待される教育的効果が著しく劣るような場合を除き、受入施設の判断により幅広く介護等体験と認めて差し支えありません。  問8　社会福祉施設で5日間の体験を予定していた学生について、当該社会福祉施設のある地域の状況により、一部の日程で受け入れが困難となった場合、困難になった日程においてテレビ会議システム等を利用して、遠隔で体験を実施することは可能ですか。  答　地域の状況に応じて、体験実施期間の途中から実施方法を変更することは可能です。  問19　令和2年度又は令和3年度に通常どおりの介護等体験を実施する場合、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられるとのことですが、1日当たり1時間で介護等体験を実施することも可能ですか。  答　文部科学省として基準の時間数を定めてはいませんが、介護等体験を実施する趣旨及び目的が果たされる時間数を確保していただくようお願いします。ただし、体験の日数については必ず7日間以上確保してください。 |

４．介護等体験代替措置完了証明書

▼介護等体験免除者に係る大臣決定

|  |
| --- |
| 5．証明書について  （1）1（1）から（7）までに掲げる者は、免許法第5条の2第1項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、それぞれ1（1）から（7）までに掲げる者に該当する旨を証する証明書を提出するものとする。  （2）次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者（介護等体験代替措置対象者に限る。）から請求があったときは、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。  イ　1（1）から（3）までに定める科目を開設する課程認定大学等1（1）から（3）までに掲げる者  ロ　1（4）に掲げる者の在学する課程認定大学等1（4）に掲げる者  ハ　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所1（5）に掲げる者  ニ　1（6）により指定された科目を開設する免許法認定通信教育の開設者1（6）に掲げる者  （3）特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書を発行するものとする。  （4）証明書の様式は、別記様式のとおりとする。 |

▼総合教育政策局長通知：4（4）⑦介護等体験代替措置対象者の証明書について

|  |
| --- |
| ア 介護等体験免除者に係る大臣決定5に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（7）までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで又は（6）に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。  ② 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知すること。  ③ 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとすること。 |

◎Q＆A（大学等、代替措置を開設する者向け）

|  |
| --- |
| **介護等体験代替措置完了証明書**  **⑧介護等体験代替措置完了証明書**  問38　指定の証明書様式を加工しても良いですか。  答　発行番号を印字する、学籍番号を記載する等加工を行うことは可能です。完了証明書の備考に記載がない様式の加工又は削除を行う場合には、事前に文部科学省へご相談ください。  問39　学長名を記載する部分を、学部長名に変更してもよいでしょうか。  答　証明書については、必ず学長名で発行しなければならないものではありませんが、責任をもって記載内容を証明可能な者の名義で証明書を発行してください。  問40　年度末にならないと単位修得等に関する証明ができません。免許状授与申請手続との関係上、どのように取り扱ったらよいですか。  答　授業・講習等の開設者の判断で、単位等の修得等の見込みの証明書を発行することも可能です（例えば、教員免許状の大学一括申請プロセスなどにおいて発行するなど）。なお、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会の運用では、特に4月から採用予定になっている者は3月下旬の個別申請も受け付けていることから、都道府県教育委員会にも証明書の提出期限を相談するよう学生に御案内ください。  問41　学生が当該単位等を修得等できないとなった場合はどのようにすればよいでしょうか。  答　例えば、卒業年次の後期において、代替措置の対象科目を履修しており、その学修状況等を考慮すれば、当該科目の単位等の修得等が見込まれると大学等が判断することが可能です。  ただし、学生が当該単位等の修得等が困難であると明らかになった場合には、学生が在学する大学等が速やかにその旨を学生本人及び授与権者である都道府県教育委員会に通知する必要があります。  問42　代替措置（4）において学生が特総研の印刷教材2科目（視覚障害/聴覚障害）のどちらかを選択して学修する場合、大学としてどの学生がどちら科目を選択したか把握することができないため、2科目の名称を併記した証明書を発行することも可能でしょうか。  答　証明書には学生が学修した特総研の印刷教材の科目名を記載しなければなりません。  問43　代替措置（4）の措置完了年月日はいつの日付を記載すればよいですか。学生がレポートを提出した日ですか。  答　措置完了年月日には、学生が代替措置を完了したと確認することが可能な日付を記載する必要があるため、教職課程を担当する教職員が学生から提出されたレポートの内容を確認した日付を記載してください。 |

５．介護等体験の内容の変更

▼総合教育政策局長通知：冒頭本文

|  |
| --- |
| 特例法制定時の施行通達（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教教第230号文部事務次官通達）以下「施行通達」という。）3留意事項（1）介護等の体験の内容等については、介護等体験の運用の変更に伴い、本施行通知により令和3年4月13日をもって廃止します。 |

▼総合教育政策局長通知：4（2）介護等体験の実施に当たって留意すべき事項

|  |
| --- |
| （2）介護等体験の実施に当たって留意すべき事項  施行通達3留意事項（1）介護等の体験の内容等については、以下の内容とすること。  ①　介護等の体験の内容については、特例法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。  また、特別支援学校や上記（1）③に規定される特別支援学級を設置する又は通級による指導を行う小学校等において行われた教育実習や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護等実習等は、上記の体験が行われた部分について介護等体験として、期間に算入すること。証明書を発行する際は当該体験が行われた部分の期間を記入すること。  ②　1日あたりの介護等体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとすること。また、新型コロナウイルス感染症のまん延又は自然災害等によって、介護等体験の実施時間が確保できない場合にも配慮しつつ、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。  ③　介護等体験の期間については、7日間を超えて行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、施行通達において社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間が望ましいとされていたが、日数の内訳を柔軟に設定して差し支えないこと。なお、その場合においても特別支援学校における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいこと。  期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等体験を行うことなども想定されること。  ④　特例法第2条第3項の規定により介護等体験を要しないこととされた者についても、介護等体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体の状況、受入施設の状況等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。 |

▼施行通達：3（1）介護等の体験の内容について

|  |
| --- |
| （1）介護等の体験の内容について  ①　法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等の体験）」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。  また、特殊教育諸学校において行われた教育実習や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護実習等は、介護等の体験として、介護等の体験の期間に算入し得ること。  ②　1日あたりの介護等の体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等の体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとすること。  ③　介護等の体験の期間については、7日間を超えて介護等の体験を行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと。  　期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等の体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等の体験を行うことなども想定されること。  ④　《略》  ⑤　法第2条第3項の規定により介護等体験を要しないこととされた者についても、介護等体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体の状況、受入施設の状況等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。 |

○施行通達から総合教育政策局長通知への変更の見え消し

|  |
| --- |
| （1）介護等の体験の内容について  ①　介護等の体験の内容については、特例法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等の体験）」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。  また、特殊教育諸特別支援学校や上記（1）③に規定される特別支援学級を設置する又は通級による指導を行う小学校等において行われた教育実習や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護等実習等は、上記の体験が行われた部分について介護等の体験として、介護等の体験の期間に算入し得るすること。証明書を発行する際は当該体験が行われた部分の期間を記入すること。  ②　1日あたりの介護等の体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等の体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとすること。また、新型コロナウイルス感染症のまん延又は自然災害等によって、介護等体験の実施時間が確保できない場合にも配慮しつつ、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。  ③　介護等の体験の期間については、7日間を超えて介護等の体験を行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、施行通達において社会福祉施設等5日間、特殊教育諸特別支援学校2日間とすることが望ましいこと。とされていたが、日数の内訳を柔軟に設定して差し支えないこと。なお、その場合においても特別支援学校における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいこと。  　期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等の体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等の体験を行うことなども想定されること。  ④　《略》  ⑤④　特例法第2条第3項の規定により介護等体験を要しないこととされた者についても、介護等体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体の状況、受入施設の状況等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。 |

▼介護等体験特例法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （[教育職員免許法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%8b%b3%88%e7%90%45%88%f5%96%c6%8b%96%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=)の特例）  第2条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての[教育職員免許法第5条第1項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%8b%b3%88%e7%90%45%88%f5%96%c6%8b%96%96%40%91%e6%8c%dc%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000)の規定の適用については、当分の間、[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000)中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。  ▼委任 | | |
|  | ○「7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間」＝介護等体験特例法施行規則第1条  （介護等の体験の期間）  第1条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第2条第1項の文部科学省令で定める期間は、7日間とする。 |  |
|  | | |

以　上